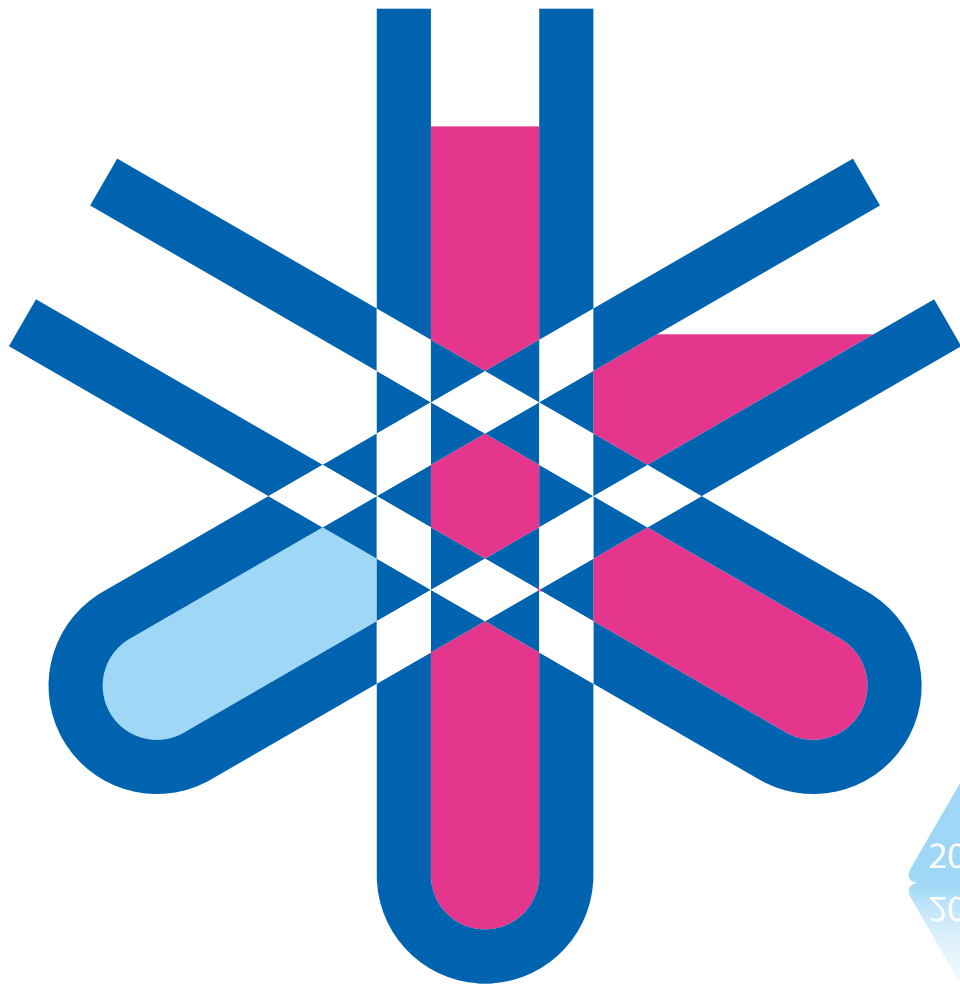


横查情報月報



横浜市衛生研究所

令和4年6月号 目次

【トピックス】

要注意健康食品シリーズ ⑰ — 市販サプリメント中の残留溶媒について —	1
---	---

【検査結果】

劇症型溶血性レンサ球菌感染症検査結果（2021年）	2
家庭用品検査結果（令和3年度）	4
水道水質検査の神奈川県外部精度管理調査への参加結果 （令和2年度・令和3年度）	6

【情報提供】

衛生研究所WEBページ情報（令和4年5月）	9
-----------------------------	---

【感染症発生動向調査】

感染症発生動向調査報告*（令和4年5月）	11
----------------------------	----

* この記事では主に、医療機関向けの情報を提供しています。

感染症発生動向調査は感染症法に基づく国の事業です。本事業に関する詳細は、「感染症発生動向調査とは」（下記URL）をご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/eiken/kansen-center/doko/systemgaiyo.html>

【トピックス】 要注意健康食品シリーズ ⑰

— 市販サプリメント中の残留溶媒について —

2021年6月号では医薬品中の残留溶媒についてお話ししました。医薬品では、製造過程で必ず使用する溶媒があり、除去工程はあるものの溶媒が残留してしまいます。医薬品の場合は、その品質と安全性を守るため、日本薬局方によって主な溶媒の残留規定値が定められています。一方、食品は残留溶媒とは関係ないと思われがちですが、例えばサプリメント等は食品であり、その多くは医薬品と類似したカプセルや錠剤の形状をしています。中身も主にビタミン、ミネラルの他、動植物エキス、化学合成品等です。サプリメントは、医薬品と同様にそれらの品質や安全性を守る必要があると考えます。2005年に錠剤、カプセル状等の食品についての「適正製造規範(GMP)」及び「原材料の安全性の確保」に関するガイドライン¹⁾が示され、認証機関も存在しており、メーカーが医薬品同等の製品管理をすることが期待されています。サプリメントの中でも色鮮やかな製品あるいは黒色などの製品は、着色料等の食品添加物が多く使用されていると考えられ、有害な残留溶媒を含む可能性が危惧されます。

そこで当所では、日本薬局方を参考にして、市販サプリメントの中で特に黒や赤、青など濃く着色されている製品、コーティング剤や動植物エキス末を原材料とする製品について、ヘッドスペースガスクロマトグラフィー質量分析計(HS-GC-MS)による残留溶媒の一斉分析を行いました。その結果、29製品中、活性炭を含有する8製品からベンゼンが検出され、コーティング剤及びミカン科のエキスを含有する5製品からメタノールやヘキサンが検出されました。さらに食品添加物や食品用の活性炭について残留溶媒の検査をした結果、麻及び竹由来の活性炭からそれぞれ約29 µg/g、140 µg/gのベンゼンが検出されました。これまでに、サプリメントや食品添加物等からベンゼンのような毒性の高い溶媒が検出された報告はありません。ベンゼンは発がん性物質で、日本薬局方では使用を避けるべきとされている溶媒です。今回の調査で、ベンゼンが検出された原因は食用活性炭の製造法に起因する可能性が示唆されました。食用活性炭の需要も増えていることから、ベンゼンが残留しない活性炭製造の指導を徹底することが必要だと考えます。これからも、サプリメント等の食品及びそれら原材料中の残留溶媒について調査していく予定です。

なお、この調査研究内容については、日本薬学会の学術誌「YAKUGAKU ZASSHI」²⁾に掲載されていますので、関心を持たれた方は是非ご一読ください。

◆参考資料

1) The Ministry of Health, Labour and Welfare ed, “Basic concepts related to good manufacture of food supplements formed such as capsules and tablets” and “Guidelines of self-inspection for safety of raw materials in food supplements formed such as capsules and tablets”, No. 0201003, February, 2005.

2) 掲載サイト: https://www.jstage.jst.go.jp/browse/yakushi/141/10/_contents/-char/ja

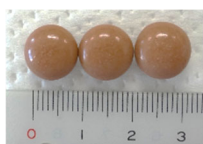
タイトル: ヘッドスペース (HS)-GC-MS を用いた市販サプリメント中の残留溶媒の検出

掲載年及び巻号、ページ: 2021年 141巻 10号 p. 1205-1216

◆残留溶媒が検出されたサプリメント(強壮系、痩身系、栄養補助食品等)の写真



ベンゼンが検出



メタノールが検出



ヘキサンが検出

【 理化学検査研究課 薬事・家庭用品担当 】

劇症型溶血性レンサ球菌感染症検査結果 (2021年)

劇症型溶血性レンサ球菌感染症は、溶血性を示すA群等のレンサ球菌によって引き起こされる感染症です。基礎疾患の有無に関わらず突然発病する例があります。初期症状としては四肢の疼痛、腫脹、発熱、血圧低下などで、発病から病状の進行が非常に急激かつ劇的で、発病後数十時間以内には軟部組織壊死、急性腎不全、成人型呼吸窮迫症候群(ARDS)、播種性血管内凝固症候群(DIC)、多臓器不全(MOF)を引き起こし、ショック状態から死に至ることも多い感染症です。診断されると発生届が提出される感染症(五類全数届出疾病)で、全国的に、2014年あたりから発生件数が急激に増加し、横浜市でも同様の傾向が見られますがその原因は不明です。

当所では、感染症法に基づく感染症発生動向調査事業の一環として市内の医療機関から送付された劇症型溶血性レンサ球菌感染症の患者から分離された菌株についてT型別[※]、*emm* 遺伝子[※]、発赤毒素(*spe*) 遺伝子の検査をおこなっています。さらに菌株を国立感染症研究所に送付し、そこでM型別[※]、薬剤感受性試験などをおこなっています。

今回は2021年1月から12月までの1年間に、市内医療機関から保健所への届出があり、これに伴って搬入された菌株についての検査結果を報告します。

2021年は、発生届が出された20事例から分離された菌株25株が搬入されました。その起原因菌はA群、B群及びG群溶血性レンサ球菌であり、詳細は当所で受付された順に表に示しました。このうちA群は8事例、B群は4事例、G群は8事例でした。

また、年齢別に分類すると20事例のうち、20代が1事例、50代が4事例、60代が2事例、70代が4事例、80代が6事例、90代が3事例と、高齢者に多く発症する傾向があるものの、20代の若年者にも発症がみられました。

※T型別、M型別とは、A群溶血性レンサ球菌の菌体表層に存在する蛋白の血清型別のことで、疫学調査の手段として広く用いられています。また、M蛋白は抗オプソニン作用を示し、病原因子として知られています。*emm* 遺伝子による型別はそのM蛋白遺伝子で型別する方法です。

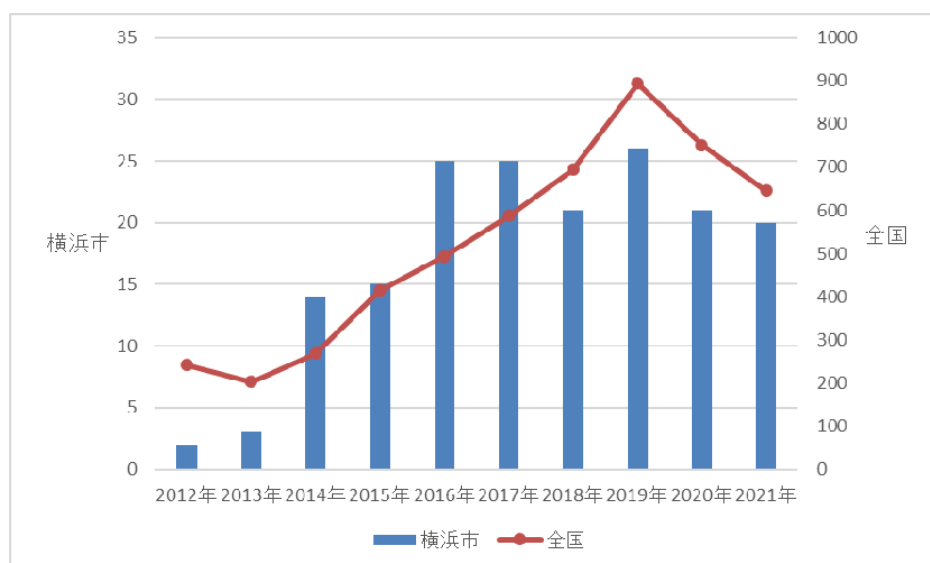


図 劇症型溶血性レンサ球菌感染症発生届出数(全国及び横浜市)

国立感染症研究所感染症発生動向調査週報(IDWR)及び横浜市感染症発生動向調査 全数情報から

表 2021年に発生した劇症型溶血性レンサ球菌感染症由来菌株の検査結果

受付月	年齢	性別	材料	菌名	T型	M型	emm	発赤毒素遺伝子 (spe)
1月	70代	男	血液	A群	4	4	4.0	speB、speC、speF
1月	20代	男	血液	B群II型				
2月	80代	女	血液	G群 <i>S.dysgalactiae</i> subsp. <i>equisimilis</i>			stG6792.11	
2月	80代	女	血液	B群III型				
3月	80代	男	生検組織	A群	11	UT	44.0	speB、speF
3月	50代	女	血液	B群I b型				
3月	60代	女	血液	A群	14/49	UT	49.0	speB、speF
5月	60代	男	血液	G群 <i>S.anginosus</i>				
6月	90代	女	血液	A群	UT	UT	81.0	speB、speF
6月	50代	男	血液	A群	UT	UT	81.0	speB、speF
8月	70代	男	血液	G群 <i>S.dysgalactiae</i> subsp. <i>equisimilis</i>			stG6792.3	
9月	50代	女	血液	A群	UT	UT	76.0	speB、speF
10月	90代	女	血液	G群 <i>S.dysgalactiae</i> subsp. <i>equisimilis</i>			stG6792.3	
10月	50代	男	血液	B群I b型				
11月	80代	男	血液	G群 <i>S.dysgalactiae</i> subsp. <i>equisimilis</i>			stC6979.0	
11月	70代	男	血液	A群	UT	UT	81.0	speB、speF
12月	70代	男	血液	A群	UT	UT	82.0	speA、speB、speF
12月	90代	女	血液	G群 <i>S.dysgalactiae</i> subsp. <i>equisimilis</i>			stG840.0	
12月	80代	男	血液	G群 <i>S.dysgalactiae</i> subsp. <i>equisimilis</i>			stG652.0	
12月	80代	男	血液	G群 <i>S.dysgalactiae</i> subsp. <i>equisimilis</i>			stG6792.3	

UT：型別不能

【 微生物検査研究課 細菌担当 】

家庭用品検査結果（令和3年度）

家庭用品とは、衣料品や洗剤など私たちが日常生活で使用している生活用品のことをいいます。家庭用品は、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき検査を行っています。

令和3年度、健康福祉局生活衛生課が市内販売店で、61検体を購入して検査を行いました。その検体について、延べ440項目の検査を実施しました。検査の結果、規制基準を超えた検体はありませんでした（表1）。参考に、規制基準を示しました（表2）。

表1 令和3年度 家庭用品検査検体内訳及び検査結果

	検 体 数	違 反 検 体 数	検 査 項 目 数	検査項目内訳													
				ホルムアルデヒド* ₁	ホルムアルデヒド* ₂	有機水銀化合物	トリフェニル錫化合物	トリブチル錫化合物	水酸化ナトリウム 又は水酸化カリウム	塩化水素又は硫酸	メタノール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	デイルドリン	DTTB* ₃	アゾ化合物* ₄	容器試験* ₅
繊維製品																	
よだれ掛け	5	5	5														
中衣	10	10	10														
外衣	6	6	6														
下着	13	13	9	4													
くつ下	6	6	6														
おしめカバー	1	1	1														
手袋	2	75	1									1	1	72			
帽子	3	7	3									2	2				
寝衣	2	4	4														
寝具	1	1	1														
えり飾り	2	168													168		
タオル	1	48													48		
床敷物	1	72													72		
家庭用化学製品																	
家庭用洗剤	1	5							1							4	
住宅用洗剤	1	5								1						4	
家庭用エアゾル製品	2	6									2	2	2				
家庭用塗料	1	3															
家庭用接着剤	1	3				1	1	1									
つけまつげ用接着剤	2	2		2	1	1	1										
合 計	61	0	440	46	6	2	2	2	1	1	2	2	2	3	3	360	8

*₁ 乳幼児（生後 24 か月以下）用

*₂ 乳幼児用以外

*₃ DTTB は 4,6-ジクロロ-7-(2,4,5-トリクロロフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾールの略称

*₄ アゾ化合物から生成する発がん性を有する又は疑いのある 24 種の特定芳香族アミンを測定

*₅ 漏水試験、落下試験、耐酸性・耐アルカリ性試験、圧縮変形試験

表2 家庭用品検査項目及び規制基準

検査項目	用途	検査対象	規制基準
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤	乳幼児(生後24か月以下)用繊維製品	吸光度差が0.05以下又は16 $\mu\text{g/g}$ 以下
		乳幼児用以外の繊維製品、つけまつげ等用接着剤	75 $\mu\text{g/g}$ 以下
有機水銀化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、くつクリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	検出しないこと
トリフェニル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、くつクリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	錫として1 $\mu\text{g/g}$ 以下
トリブチル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、くつクリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	錫として1 $\mu\text{g/g}$ 以下
水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	洗浄剤	家庭用洗浄剤	アルカリの量として5%以下
塩化水素 硫酸	洗浄剤	住宅用洗浄剤	酸の量として10%以下
メタノール	溶剤	家庭用エアゾル製品	5%以下
テトラクロロエチレン	溶剤、汚れ落とし、シミ取り	家庭用エアゾル製品、家庭用洗浄剤	0.1%以下
トリクロロエチレン	溶剤、汚れ落とし、シミ取り	家庭用エアゾル製品、家庭用洗浄剤	0.1%以下
ディルドリン	防虫加工剤	繊維製品	30 $\mu\text{g/g}$ 以下
DTTB	防虫加工剤	繊維製品	30 $\mu\text{g/g}$ 以下
アゾ化合物	染料	繊維製品、革製品	特定芳香族アミンとして30 $\mu\text{g/g}$ 以下
容器試験		住宅用・家庭用洗浄剤	各試験(漏水、落下、耐酸性・耐アルカリ性、圧縮変形)に適合する容器強度を有すること

【 理化学検査研究課 薬事・家庭用品担当 】

水道水質検査の神奈川県外部精度管理調査への参加結果 (令和2年度・令和3年度)

横浜市衛生研究所では、神奈川県水道水質管理計画に基づき実施される「神奈川県外部精度管理調査」に参加して、水質検査に係る技術水準の向上、検査体制の改善を通じて、検査結果の信頼性の確保に努めています。本調査は平成6年度から毎年実施されており、令和3年度で28回目を数えます。この間には水道水質基準の改正に伴い、検査法の変更が平成16年度にありました。当研究所ではこの調査にほぼ毎年参加しており、令和2年度(第27回)・令和3年度(第28回)の調査に参加した結果を報告します。

1 対象検査機関

水道法第20条に基づき水質検査を実施する次の検査機関で、令和2年度は31機関、令和3年度は35機関が参加しています。

- (1) 神奈川県内の水道事業者及び水道用水供給事業者が設置する検査機関
- (2) 神奈川県衛生研究所及び神奈川県内の地方公共団体が設置する検査機関
- (3) 登録検査機関^{*1}のうち、神奈川県内に検査を行う事業所を有する検査機関
- (4) 神奈川県外に検査を行う事業所を有し、神奈川県を検査区域とする登録検査機関

*1: 水道法第20条第3項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関

2 対象検査項目と参加年度

令和3年度の水質基準51項目、水質基準値及び参加年度を表1に示しました。平成6年度から令和3年度までに参加した精度管理の対象検査項目は、現在の水質基準51項目のうち34項目でした。令和2年度の対象検査項目は「ジェオスミン」、「2-メチルイソボルネオール」、「鉛及びその化合物」、令和3年度は「クロロ酢酸」、「ジクロロ酢酸」、「トリクロロ酢酸」、「鉄及びその化合物」でした。

3 結果

令和2年度～令和3年度の各検査項目における参加機関数、精度管理用に配布された試料の濃度設定値、当所で採用している検査方法、検査結果(平均値、変動係数、Zスコア^{*2}、誤差率)を表2に示しました。

変動係数が無機物10%、有機物20%を超えた機関、Zスコアの絶対値が3以上の機関は不満足とされ、水質検査の精度向上に向けて原因と改善策が求められます。しかし、Zスコアは本調査のように参加機関数が少ない場合、的確な解析や評価が困難であるため、機関内変動や誤差率の統計量を用いて適宜補足しています。

検査の結果、無機物の変動係数は0.36%～0.41%、有機物の変動係数は0.55%～5.08%の範囲にあり、無機物10%、有機物20%の規定値を超えていません。また、Zスコアの絶対値は0.20～0.77で良好な結果でした。

精度管理用に配布される試料は、精製水よりも多くの成分が含まれる水道水やミネラルウォーターを用いて調製されることが多く、検査項目以外の成分が含まれる試料から検査項目を精度良く検査することが求められています。

*2: データのばらつきを表す統計量

表1 令和3年度における水道水質基準51項目、基準値及び参加年度

検査項目	水道水質基準	当所の参加年度
1 一般細菌 (cfu/mL)	1mLの検水で形成される集落数が100以下	
2 大腸菌 (/100mL)	検出されないこと	
3 カドミウム及びその化合物 (mg/L)	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	H11, H12, H30
4 水銀及びその化合物 (mg/L)	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	
5 セレン及びその化合物 (mg/L)	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	
6 鉛及びその化合物 (mg/L)	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	H15, R2
7 ヒ素及びその化合物 (mg/L)	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	H17, H29
8 六価クロム化合物 (mg/L)	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	
9 亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04mg/L以下	R1
10 シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/L)	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10mg/L以下であること	H6, H7, H13, H16, H21
12 フッ素及びその化合物 (mg/L)	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	H21
13 ホウ素及びその化合物 (mg/L)	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	H21
14 四塩化炭素 (mg/L)	0.002mg/L以下	
15 1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05mg/L以下	H22, H29
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	0.04mg/L以下	H24
17 ジクロロメタン (mg/L)	0.02mg/L以下	
18 テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01mg/L以下	H20
19 トリクロロエチレン (mg/L)	0.01mg/L以下	H20
20 ヘンゼン (mg/L)	0.01mg/L以下	H24
21 塩素酸 (mg/L)	0.6mg/L以下	
22 クロ酢酸 (mg/L)	0.02mg/L以下	H18, R3
23 クロホルム (mg/L)	0.06mg/L以下	H7, H23
24 ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03mg/L以下	H18, R3
25 ジプロモクロロメタン (mg/L)	0.1mg/L以下	H7, H23
26 臭素酸 (mg/L)	0.01mg/L以下	H28
27 総トリハロメタン(クロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和) (mg/L)	0.1mg/L以下	H7, H23
28 トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03mg/L以下	H18, R3
29 プロモジクロロメタン (mg/L)	0.03mg/L以下	H7, H23
30 プロモホルム (mg/L)	0.09mg/L以下	H7, H23
31 ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08mg/L以下	H16, H28
32 亜鉛及びその化合物 (mg/L)	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	H15
33 アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	H17
34 鉄及びその化合物 (mg/L)	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	H6, H12, H19, H22, R3
35 銅及びその化合物 (mg/L)	銅の量に関して、1.0mg/L以下	H11, H12, H22
36 ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	
37 マンガン及びその化合物 (mg/L)	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	
38 塩化物イオン (mg/L)	200mg/L以下	H8, H15, R1
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	300mg/L以下	H9, H14, H20
40 蒸発残留物 (mg/L)	500mg/L以下	H23
41 陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2mg/L以下	
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール (mg/L) 【別名ジエオスミン】	0.00001mg/L以下	H19, R2
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール (mg/L) 【別名2-メチルイソホルネオール】	0.00001mg/L以下	H19, R2
44 非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02mg/L以下	
45 フェノール類 (mg/L)	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	3mg/L以下	H17, H18, R1
47 pH値	5.8以上8.6以下	H7, H16
48 味	異常でないこと	
49 臭気	異常でないこと	
50 色度 (度)	5度以下	
51 濁度 (度)	2度以下	H24

表2 神奈川県外部精度管理調査に参加した結果(令和2年度・令和3年度)

検査項目	参加機関数	試料濃度設定値(mg/L)	検査方法*3	当所の検査結果			
				平均値(mg/L)	変動係数(%)	Zスコア	誤差率(%)
R2 有機物 ジェオスミン	29	0.000008	別表26	0.00000803	0.55	0.54	3.1
有機物 2-メチルイソボルネオール	29	0.000005	別表26	0.00000501	0.97	0.62	3.0
無機物 鉛及びその化合物	30	0.006	別表6	0.00607	0.36	0.60	1.7
R3 有機物 クロ酢酸	31	0.005	別表17の2	0.00449	5.08	-0.47	-4.2
有機物 ジクロ酢酸	31	0.010	別表17の2	0.0102	1.64	0.47	2.3
有機物 トリクロ酢酸	31	0.005	別表17の2	0.00483	2.48	-0.20	-1.2
無機物 鉄及びその化合物	33	0.2	別表6	0.204	0.41	0.77	2.0

*3: 当所で採用している検査方法は、厚生労働省告示261号「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」平成15年7月22日（最終改正 厚生労働省告示95号 令和2年3月25日）の告示別表6、別表17の2、別表26です。

告示 別表6 : 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法

告示 別表17の2 : 液体クロマトグラフ質量分析計による一斉分析法

告示 別表26 : ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法



誘導結合プラズマ質量分析装置



液体クロマトグラフ質量分析計



ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析計

【 理化学検査研究課 環境化学担当 】

衛生研究所WEBページ情報（令和4年5月）

横浜市衛生研究所ホームページ（衛生研究所WEBページ）は平成10年3月に開設され、感染症情報、保健情報、食品衛生情報、生活環境衛生情報、薬事情報を提供しています。

今回は、当WEBページにおける令和4年5月のアクセス件数、アクセス順位、追加・更新記事について報告します。

1 利用状況

(1) アクセス件数

令和4年5月の総アクセス数は、228,008件でした。前月に比べ25.9%増加しました。主な内訳は、横浜市感染症情報センター*81.9%、保健情報10.8%、食品衛生1.9%、検査情報月報1.4%、薬事1.3%、生活環境衛生1.3%でした。

* 横浜市では、衛生研究所感染症・疫学情報課内に横浜市感染症情報センターを設置しており、横浜市内における患者情報及び病原体情報を収集・分析し、これらを速やかに提供・公開しています。

(2) アクセス順位

5月のアクセス順位（表1）を見ると、感染症に関する項目が、大半を占めています。

1位は、「ぎょう虫（蟻虫）症について」、2位は、「水痘（水疱瘡）・帯状疱疹について」、3位は、「トキソプラズマ症について」でした。5位には、「痘瘡（天然痘）について」、7位には、「サル痘（monkeypox）について」が入っています。

表1 令和4年5月 アクセス順位

順位	タイトル	件数
1	ぎょう虫（蟻虫）症について	13,882
2	水痘（水疱瘡）・帯状疱疹について	12,537
3	トキソプラズマ症について	12,002
4	EBウイルスと伝染性単核症について	9,137
5	痘瘡（天然痘）について	8,280
6	B群レンサ球菌（GBS）感染症について	7,194
7	サル痘（monkeypox）について	7,157
8	クロストリジウム-ディフィシル感染症について	5,810
9	粉ミルク（乳児用調整粉乳）を70℃以上のお湯で溶かすワケを知っていますか？	5,664
10	サイトメガロウイルス感染症について	5,360

（市民局広報課提供のデータを基に集計）

「痘瘡（天然痘）について」に関連する情報

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/eiken/kansen-center/shikkan/ta/smallpox1.html>

「サル痘（monkeypox）について」に関連する情報

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/eiken/kansen-center/shikkan/sa/monkeypox1.html>

2 追加・更新記事

令和4年5月に追加・更新した主な記事は、2件でした(表2)。

表2 令和4年5月 追加・更新記事

掲載月日	内容	備考
5月16日	横浜市衛生研究所における新型コロナウイルスの全ゲノム解析結果	掲載
5月27日	感染症に気をつけよう(6月号)	掲載

【 感染症・疫学情報課 】

横浜市感染症発生動向調査報告（令和4年5月）

《今月のトピックス》

- 新型コロナウイルス感染症は第6週の報告数21,068件をピークに減少傾向にあります。小児を含めた幅広い年齢層での感染がみられます。
- 梅毒の報告は13件で、高い水準で続いています。20代の女性の報告もみられます。

◇ 全数把握の対象

<5月期に報告された全数把握疾患>

腸管出血性大腸菌感染症	3件	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1件
E型肝炎	3件	侵襲性肺炎球菌感染症	1件
デング熱	1件	水痘(入院例に限る)	3件
レジオネラ肺炎	1件	梅毒	13件
アメーバ赤痢	1件	播種性クリプトコックス症	1件
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	5件	破傷風	1件

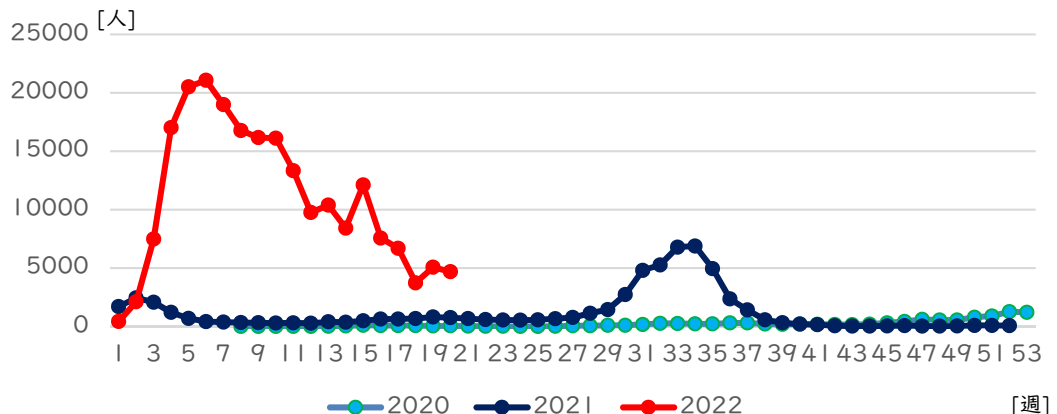
- 1 腸管出血性大腸菌感染症: O157の報告が1件、O26の報告が2件ありました。1件は経口感染と推定され、2件は感染経路等不明でした。
- 2 E型肝炎: 経口感染と推定される報告が2件、感染経路等不明の報告が1件ありました。
- 3 デング熱: フィリピン(セブ島)での滞在中に蚊に刺されて感染したと推定される報告が1件ありました。
- 4 レジオネラ症: 水系感染と推測される報告が1件ありました。
- 5 アメーバ赤痢: 国内での経口感染と推定される報告が1件ありました。
- 6 カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症: 感染経路等不明の報告が5件ありました。
- 7 劇症型溶血性レンサ球菌感染症: B群の報告が1件あり、尿路感染と推定されています。
- 8 侵襲性肺炎球菌感染症: 10歳未満(ワクチン3回接種)の報告が1件ありました。
- 9 水痘(入院例に限る): 20歳代(ワクチン1回接種)、30歳代(ワクチン接種無)、80歳代(ワクチン接種歴不明)の報告が3件ありました。
- 10 梅毒: 早期顕症梅毒Ⅰ期6件、早期顕症梅毒Ⅱ期5件、無症状病原体保有者2件の報告がありました。性的接触による感染が13件(異性間9件、同性間1件、詳細不明3件)でした。20代の女性の報告もみられます。
- 11 播種性クリプトコックス症: 免疫不全に伴う感染と推定される報告が1件ありました。
- 12 破傷風: 国内での創傷感染(ワクチン接種歴不明)と推定される報告が1件ありました。

◇ 新型コロナウイルス感染症(報道発表ベース)

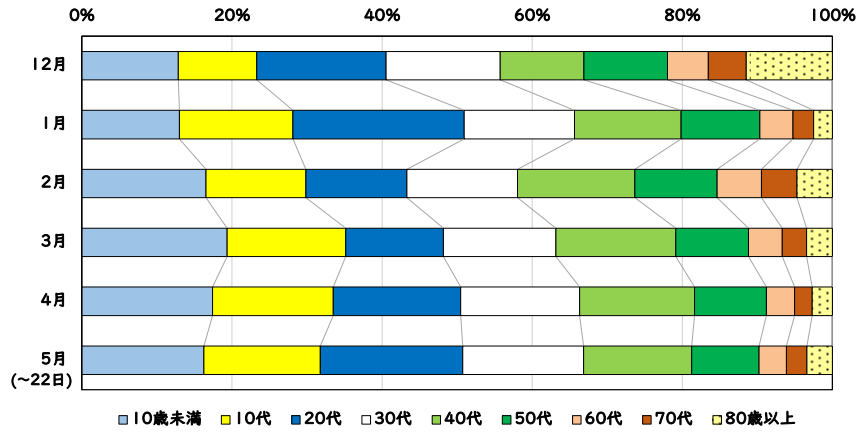
第17週～第20週に横浜市から報道発表がありました症例は20,180件でした。

- ◆ 横浜市 新型コロナウイルス感染症関連データ <https://data.city.yokohama.lg.jp/covid19/>

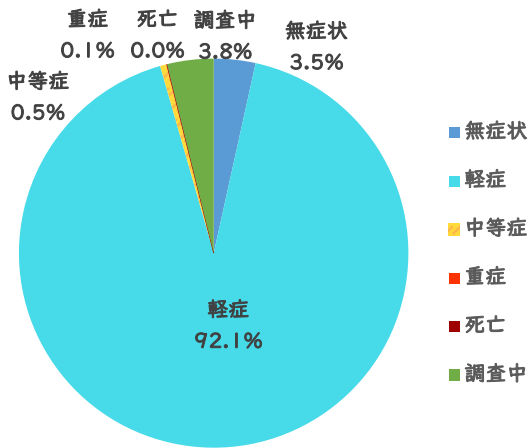
1 報告数の推移



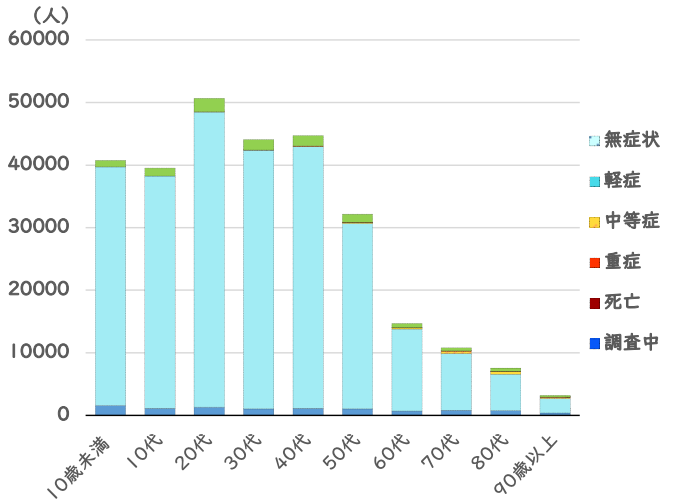
2 年齢層別患者割合



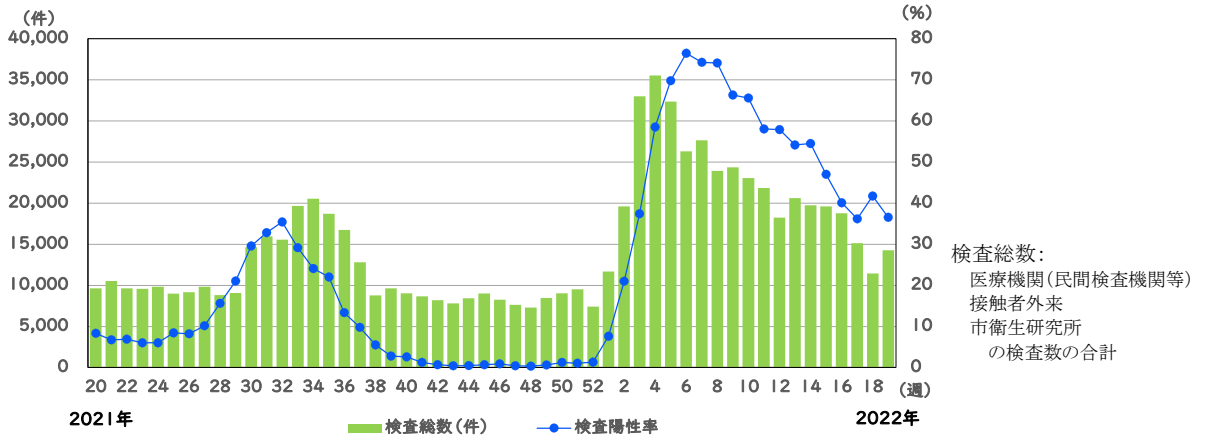
3 陽性確定時の症状の割合(2022年第20週まで)



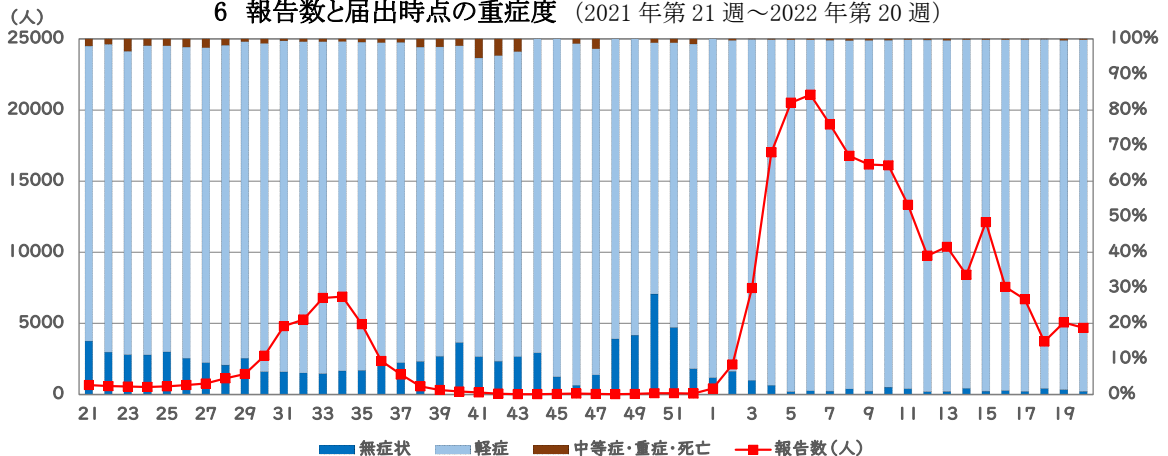
4 陽性確定時の症状別人数(年代別) (2022年第20週まで)



5 市内における新型コロナウイルス検査実施状況 (2021年第20週～2022年第19週)



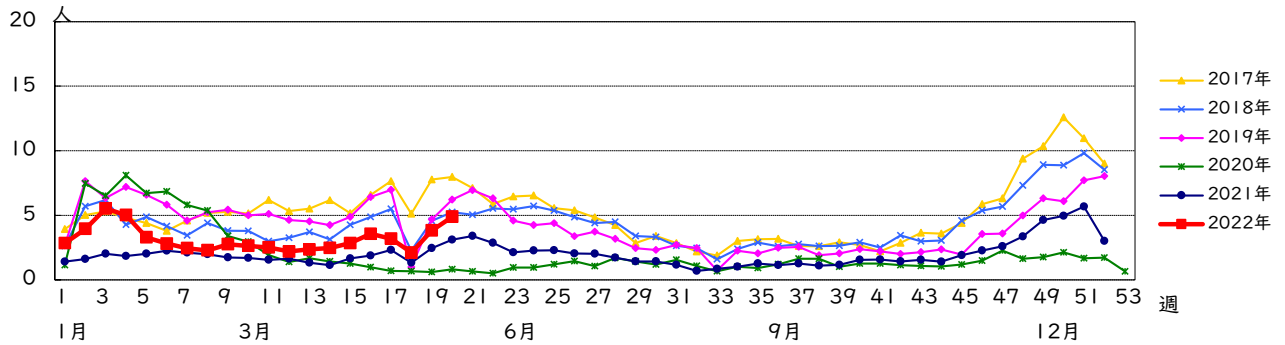
6 報告数と届出時点の重症度 (2021年第21週～2022年第20週)



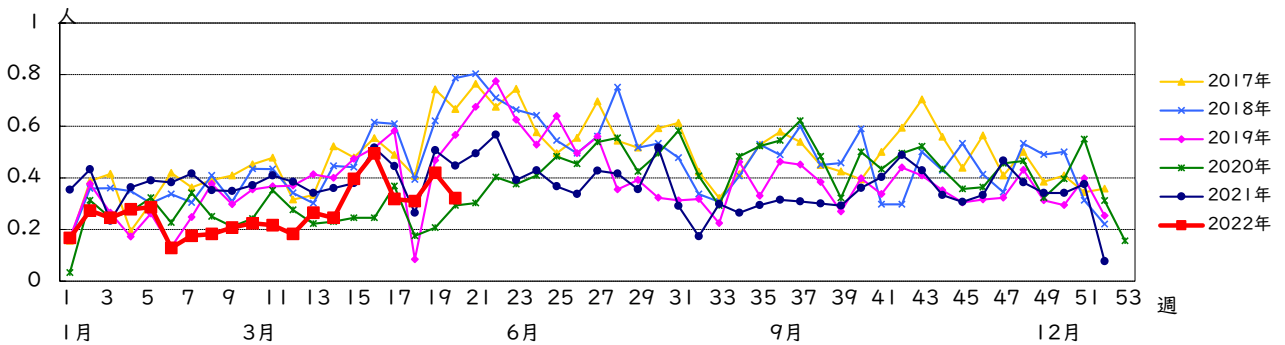
◇ 定点把握の対象

報告週対応表	
第17週	4月25日～5月 1日
第18週	5月 2日～5月 8日
第19週	5月 9日～5月15日
第20週	5月16日～5月22日

1 感染性胃腸炎：昨年より高めで推移しています。第3週の5.52をピークに、第12週で2.19と減少していましたが、第19週3.83、第20週で4.89と増加しています。



2 突発性発しん：昨年より低めで推移しています。第19週は0.42と増加しましたが、第20週は0.32と減少しています。



3 性感染症(4月)

性器クラミジア感染症	男性:37件	女性:8件	性器ヘルペスウイルス感染症	男性: 7件	女性: 6件
尖圭コンジローマ	男性: 4件	女性: 2件	淋菌感染症	男性:15件	女性: 1件

4 基幹定点週報

	第17週	第18週	第19週	第20週
細菌性髄膜炎	0.33	0.00	0.00	0.00
無菌性髄膜炎	0.33	0.00	0.00	0.00
マイコプラズマ肺炎	0.00	0.00	0.00	0.00
クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0.00	0.00	0.00	0.00
感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)	0.00	0.00	0.00	0.00

5 基幹定点月報(4月)

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	11件	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	2件
薬剤耐性緑膿菌感染症	0件	-	-

【 感染症・疫学情報課 】

◇ 病原体定点からの情報

市内の病原体定点は、小児科定点:8か所、インフルエンザ(内科)定点:4か所、眼科定点:1か所、基幹(病院)定点:4か所の計17か所を設定しています。

検体採取は、小児科定点とインフルエンザ定点では定期的に行っており、小児科定点は8か所を2グループに分けて毎週1グループで実施しています。

眼科と基幹定点では、検体採取は対象疾患の患者から検体を採取できたときのみ行っています。

〈ウイルス検査〉

5月期(2022年第17週～第20週)に病原体定点から搬入された検体は、小児科定点28件、基幹定点4件、定点外医療機関からは3件でした。

アデノウイルス2型分離1株及びアデノウイルス6型分離1株が検出されています。

表 感染症発生動向調査におけるウイルス検査結果(2022年第17週～第20週)

主な臨床症状 分離・検出ウイルス	上 気 道 炎
アデノウイルス 2型	1 -
アデノウイルス 6型	1 -
合計	2 -

上段:ウイルス分離数 下段:遺伝子検出数

【 微生物検査研究課 ウイルス担当 】

〈細菌検査〉

5月期(2022年第17週～第20週)の「菌株同定」の検査依頼は、基幹定点からカルバペネム耐性腸内細菌科細菌7件、大腸菌4件、サルモネラ属菌3件、カルバペネム耐性緑膿菌1件でした。非定点からの依頼はありませんでした。保健所からの検査依頼は、腸管出血性大腸菌4件、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌5件、侵襲性肺炎球菌1件、劇症型溶血性レンサ球菌1件でした。

「分離同定」の検査依頼は、レジオネラ属菌2件でした。

「小児サーベイランス」の検査依頼は、小児科定点から腸炎が1件、咽頭炎が1件でした。

表 感染症発生動向調査における病原体調査 (2022年第17週～第20週)

菌株同定		項目	検体数	血清型等
医療機関	基幹定点	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌	7	<i>Enterobacter cloacae</i> complex (3)、 <i>Klebsiella aerogenes</i> (1)、 <i>Escherichia coli</i> (1)、 <i>Citrobacter freundii</i> complex (1)、 <i>Klebsiella oxytoca</i> (1)
		大腸菌	4	<i>Escherichia coli</i> <i>kpsMT II</i> 、 <i>iucD</i> 、 <i>ompT</i> 遺伝子保有 (4)
		サルモネラ属菌	3	<i>Salmonella</i> Schwarzengrund (1)、 <i>Salmonella</i> O4 : b : - (1)、 <i>Salmonella</i> O4 : i : - (1)
		カルバペネム耐性緑膿菌	1	<i>Pseudomonas aeruginosa</i> (1)
保健所		腸管出血性大腸菌	4	O157 : H7 VT1 VT2 (2)、 O26 : H11 VT1 (1)、 O26 : H11 VT1 VT2 (1)
		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌	5	<i>Enterobacter cloacae</i> complex (3)、 <i>Klebsiella aerogenes</i> (1)、 <i>Citrobacter freundii</i> complex (1)
		侵襲性肺炎球菌	1	<i>Streptococcus pneumoniae</i> 22型 (1)
		劇症型溶血性レンサ球菌	1	B群溶血性レンサ球菌 (1)
分離同定	材料	項目	検体数	同定、血清型等
保健所	喀痰	レジオネラ属菌	2	<i>Legionella pneumophila</i> SG1 (2)
小児サーベイランス	材料	項目	検体数	同定、血清型等
小児科定点	直腸ぬぐい液	腸炎	1	消化器系病原菌 不検出 (1)
	咽頭ぬぐい液	咽頭炎	1	溶血性レンサ球菌 不検出 (1)

【 微生物検査研究課 細菌担当 】